

市民参加（修正案）

【条例素案（修正案）】

（市政への市民参画の推進）

第〇条 市は、~~広く~~市民が市政に参画できる機会を~~拡充し~~多様な機会を整備するとともに、
市の執行機関における政策の立案、実施および評価の各段階において、市政への市民参画の推進に努めなければならない。

（パブリックコメント手続）

第〇条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続（次項において「パブリックコメント手続」という。）を行うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

（附属機関等の委員の公募）

第〇条 執行機関は、附属機関等について、その委員を公募することにより、市民の参画を推進するものとする。